

2021 年 6 月 30 日

各 位

太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 副 島 直 樹
東 京 都 中 央 区 日 本 橋 2 丁 目 7 番 1 号

太陽生命、株式会社足利銀行で

感染症 **プラス** 入院一時金保険 を販売開始

～金融機関代理店で初の取扱い～

T & D 保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 副島直樹）は、2021 年 7 月 1 日より株式会社足利銀行において、新型コロナウイルス感染症^(※1)を含む所定の感染症^(※2)や不慮の事故による傷害を保障するインターネット完結型の保険「感染症プラス入院一時金保険」を販売開始しますのでお知らせいたします。当社金融機関代理店で初めて、インターネット完結型保険を取り扱うことになります。商品の詳細については各銀行のホームページを通じて、2021 年 7 月よりご確認いただけます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に対し、「どこの会社よりも早く、新型コロナウイルス感染症を手厚く保障する生命保険の提供を通じて、お客様にご安心をお届けし、元気、長生きをサポートしたい」という思いで、2020年9月から「感染症プラス入院一時金保険」を販売しました。若年層、責任世代を中心に幅広い年齢層の方にご加入いただいているほか、当社に初めてご契約いただくお客様も多いなど、大きな反響をいただいております。さらに販売件数は2021年4月に10万件を超えました。

これからも、太陽生命は、社会環境の変化に合わせてお客様のニーズや時代を先取りし、お客様に寄り添い続け、誰もが安心して「元気に長生き」できる社会の実現を目指してまいります。

【取扱行商品掲載ページ】



<https://www.ashikagabank.co.jp/internet/#anc02>

以 上

(※1) 「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症のことをいいます。また、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

(※2) 「所定の感染症」とは、新型コロナウイルス感染症、O-157、コレラ、ペストなどの感染症のことをいいます。